

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太子町長 田中 祐二

市町村名 (市町村コード)	太子町 (273813)
地域名 (地域内農業集落名)	畑地区 (畑集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 5年 4月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地区のアンケートの結果では、経営意向がなく、貸し付けしたいと回答した耕作面積が約6.4ha有り、遊休農地の状態が長く、耕作再開が厳しい状態の農地が多い。また、町の中でも平均年齢が56.6歳(町全体では48.4歳)と非常に高く、高齢化が進んでいる地区である。後継者・新規就農者の参集・環境整備・作物のブランド化等が課題と考えられる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担うものを募り、地域全体の活性化を図る。
・地区のブランドとなるような加工品等の取り組みも検討していく

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・アンケートの回答を元に、農地所有者と新規就農希望者双方のマッチングを行い、貸し付けを進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・所有者の貸付移行時期に配慮しつつ、機構への集約化を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農道・ため池・水路等の整備を行い、耕作しやすい環境づくりを進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・企業等の農業参入に関しても、積極的に受け入れていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域の草刈り事業者等に依頼し、農地の維持管理を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

電気柵の補助の活用、檻のICT化、集落単位での対策を行い、捕獲体制の構築等に取り組む。